

ISFJ2015

政策フォーラム発表論文

母子世帯の慢性的貧困についての考察

～公的就業支援事業改革とそのPR方法の改善～

明治大学 齋藤雅己研究会 社会保障分科会

中村洋雄・安部高弘・石田武・甲木耀介・嶋田祥・矢羽田典史

石崎和邦・小川広佑・小柳奈津子・酒井梓・吉岡瑞樹

2015年11月

要約

本稿では、母子世帯の慢性的貧困を問題と捉え、母子世帯の現状から慢性的貧困に陥る原因を探り、それを改善することで母子世帯が経済的に自立するための政策提言を行う。

現在、日本の母子世帯は、労働参加率が8割を超えOECD諸国のなかでも最も高い水準である。また、週労働平均時間が39時間とほぼフルタイム(40時間)で働いている。しかし、有業中の母子世帯の6割は相対的貧困であり¹、平均総所得が243万円で全世帯平均総所得の半分以下になっている。また、就労所得で見れば、181万円しかない。つまり日本の母子世帯はワーキング・プアの状態にあると言える²。

このような現状にある原因は母子世帯の労働形態にあると考えられる。現在、母子世帯の6割は非正規雇用で働いている。非正規雇用は低賃金である上に正規雇用のように年齢に応じて賃金が上昇することはない。この結果、母子世帯が貧困から抜け出すことが困難となっている。この問題に対し、政府は母子世帯向けに就業支援制度を行っている。しかし、制度の目的が就業率を高めることであり、その労働形態を問うものとはなっておらず、現状にある問題と就業支援制度のミスマッチが生じている。また、就業支援制度の認知度・利用率が低い。現制度でのままでは、母子世帯が慢性的貧困から抜け出すきっかけとはならない。以上を踏まえ、我々は、現在の就業支援制度の改革を行い、母子世帯が経済的に自立するための政策提言を行う。本稿の構成は以下のとおりである。

第1章では、母子世帯は年々増加傾向にあり、その相対的貧困率は国際比較しても高水準にある。労働時間が長いにもかかわらず、彼女達の賃金は低いことを考慮すると母子世帯はワーキング・プアであると言える。

第2章では、生活状況や母親の就業形態など母子世帯の現状を述べる。とくに就業に関しては、日本の正規雇用、非正規雇用の特徴を分析したのち、母子世帯の正規雇用を阻む

¹労働政策研究・研修機構(2012)「シングルマザーの就業と経済的自立」労働政策研究報告書 No140 1-6頁参照

²厚生労働省(2011)「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告」(URL)
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/
(最終アクセス2015/11/02)参照

要因を、母子世帯の母親側の視点と雇用する企業側の視点から考察する。

第3章では母子世帯向けの公的支援策について述べる。現在施行されている母子世帯向けの社会保障政策では不十分であることを示し、母子世帯の貧困を解決するために最適な方針を提案していく。

第4章では、母子世帯の就業支援策を分析している。就業支援策の認知度・利用度・効果を考察しており、中でも正社員化への効果が高い高等技能訓練促進費事業に焦点を当て、近年の実績に触れている。

第5章では、先行研究を紹介し、本稿の位置づけを述べる。母子世帯の貧困や非正規雇用のシングルマザーの就業というテーマに関しては比較的新しい問題である。これらの問題を包括的に解決する政策を提言することに本稿の独自性がある。

第6章では、第4章の高等技能訓練促進費事業の分析結果をもとに、以下の政策提言を行う。

第1項 高等技能訓練促進費事業の認知度の向上策及び手続きの簡素化

第2項 養成機関就学中の託児所無料化策

第3項 給付額の適正化策

第1項では、母子世帯のライフサイクルをもとに、母子世帯の母親が公的機関に接する機会を利用し、高等技能訓練促進費事業(以降、当該事業)の宣伝を行い、認知度を向上させるPR方法を提言する。また、認知度の向上に伴い、当該事業の申請に必要な手続きの簡素化を提言する。

第2項では、育児・家事と就学の両立が困難である母子世帯に対し、養成機関就学中の託児所の無料化を提言する。

第3項では、最低生活費をもとに、当該事業で母子世帯に支給される給付金額のモデル化を行う。そして、前述の給付金額から実際に掛かりうる予算推定をすることで、提言した政策の現実可能性を検証する。

目次

はじめに

第1章 ワーキング・ペアに陥る母子世帯

第2章 母子世帯の現状

第1節(2.1)生活面での困窮

第2節(2.2)母子世帯の就業状況

第3節(2.3)正規雇用と非正規雇用の特徴

第4節(2.4)母子世帯の正規雇用を拒む理由

第5節(2.5)企業側の要因

第3章 母子世帯に対する公的支援策

第1節(3.1)公的支援政策の概要

第2節(3.2)社会保障給付の問題点

第3節(3.3)政策提言の方向性の策定

第4章 母子世帯の就業支援策の分析

第1節(4.1)職業能力開発事業の概要

第2節(4.2)職業能力開発事業の認知度

第3節(4.3)職業能力開発事業の利用者属性

第4節(4.4)職業能力開発事業の効果

第5節(4.5)高等技能訓練促進費事業の実績

第5章 先行研究及び本校の位置付け

第1節(5.1)母子世帯の母親における正社員就業条件

第2節(5.2)資格保有が正規就業に与える要因

第3節(5.3)就業支援政策の有効性

第4節(5.4)本稿の位置付け

第6章 政策提言

第1節(6.1)高等技能訓練促進費事業改革案

第1項(6.1.1)認知度の向上策及び手続の簡素化

第2項(6.1.2)養成機関就学中の託児所無料化

第3項(6.1.3)給付額の適正化策

【1】(6.1.3.1)給付額の適正化策

【2】(6.1.3.2)予算推定の方法

【3】(6.1.3.3)予算推定

おわりに

先行論文・参考文献・データ出典

はじめに

『日中、何をしているのか十分に把握することができていませんでした。³⁾』

これは、今年の2月に起きた殺人事件で、被害者の母親が出したコメントの一部である。この母親はシングルマザーであった。

『「生きていけなくなると思った」。生活に生き詰まったひとり親家庭の母親が、中学生の長女を殺害した罪に問われている。⁴⁾』

この殺人事件は今年の3月に起きた。家庭生活が困窮してしまい、それが原因で母親が娘を殺害したのである。彼女も、シングルマザーであった。

『娘が三歳の頃、体がだるくて寝ている時、「ママ、絵本読んで」と娘が近寄ってくると足だけは動くため、娘を蹴り飛ばした。また、コップからお茶を少しこぼしただけで、「何こぼしてんだよ！早く拭きなさい！」と怒鳴り、まごまごしていると「早く拭けてって言ってんだよ！！」と怒りを増幅させ、顔や頭を殴ったり、蹴ったりしていた。⁵⁾』

わずか三歳の娘に対して、容赦のない数々の虐待をしたこの母親も、貧困に陥ったシングルマザーであった。

³⁾ 2015年3月6日付朝日新聞デジタル (URL) <http://www.asahi.com/articles/DA3S11635188.html> (2015/10/01 最終アクセス) 参照。

⁴⁾ 2015年3月27日朝日新聞デジタル (URL) <http://www.asahi.com/articles/ASH3L61NRH3LUTFL00H.html> (2015/10/01 最終アクセス) 参照。

⁵⁾ 小林美希 (2015) 「ルポ母子家庭」、筑摩書房、22頁参照。

昨今、母子世帯が絡む事件や犯罪を、新聞やニュースなどで目にすることが増えた。とくに「母子世帯の貧困」というテーマは、最近になって注目され始めた節がある。しかし、これは昔から問題として認識されるべきものではなかったのか。これらの問題には、慢性的な貧困という共通の背景がある。そもそも、母子世帯に限らず「貧困」というテーマが日本国内で注目され始めたのは、第二次世界大戦直後ではなくバブルが弾けた後であるようだ。しかし、一体どれだけの人々が「母子世帯の貧困」に注目したことだろうか。人々が「母子世帯の貧困」に関心の目を向けていたとすれば、これらのような悲惨な事件は起きなかったのかもしれない。彼女達に関わる慢性的な貧困は、もっと早く着手するべき問題ではなかったのか。我々はこの問題から目を背けるべきではなく、解決に向けての政策を提言するべきであると強く感じた。

第1章 ワーキング・プアに陥る母子世帯

日本の母子世帯の相対的貧困率⁶は、58%を超えており、国際比較しても高い水準である⁷。無業の母子世帯の相対的貧困率が高いのは、デンマークや韓国を除き世界共通の傾向であるが、有業中であるにも関わらず相対的貧困率にほとんど変化が現れない日本は国際的にみて異常な状況であると言える。これは有業中であっても労働時間が短ければ理解できる。しかし、有業中の母子世帯の週平均労働時間はフルタイムに近い39時間にも達している⁸。つまり、有業中の母子世帯は高い水準で就業しているだけでなく、ほぼフルタイムで就労しているにもかかわらず、無業中の母子世帯の相対的貧困率に変わりが無いのである。社会保障給付を含めた母子世帯の平均総所得は223万円であり、全世帯平均総所得549.6万円⁹の半分以下となっている。母子世帯の就労所得のみに関係して言えば、平均で181万円しか得ていない。以上を踏まえると、日本の母子世帯はワーキング・プア¹⁰にあると

⁶ 相対的貧困率 { 「相対的貧困率」とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合をいう。【出所】
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/10/dl/h1020-3a.pdf> }

⁷ OECD（2008）「格差は拡大しているか」（URL）
[https://www.mzv.sk/App/wcm/media.nsf/vw_ByID/ID_CBD2FABFAB495B52C1257648003959F2_SK/\\$File/Growing%20Unequal.pdf](https://www.mzv.sk/App/wcm/media.nsf/vw_ByID/ID_CBD2FABFAB495B52C1257648003959F2_SK/$File/Growing%20Unequal.pdf)（2015/10/01 最終アクセス）参照。

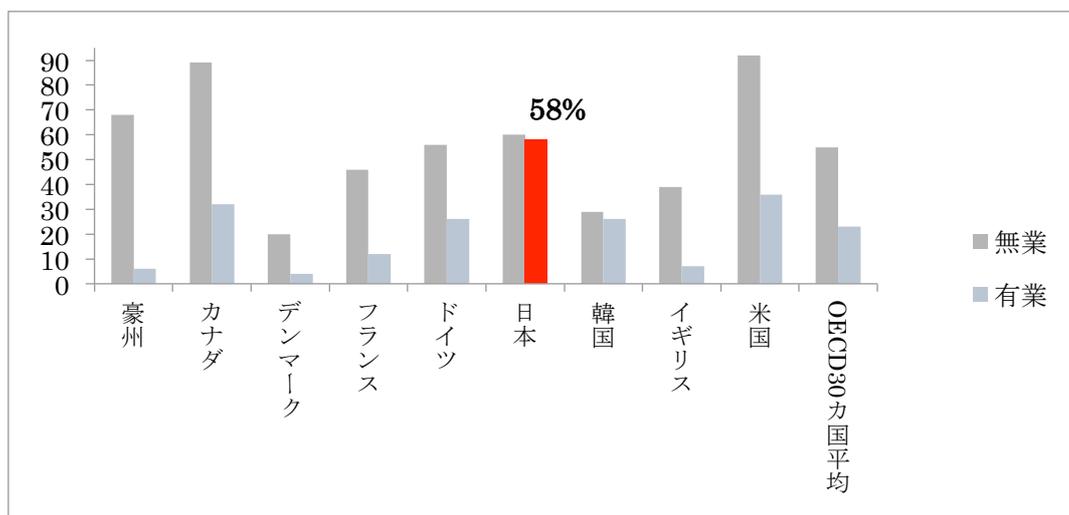
⁸ 労働政策研究・研修機構（2010）「調査研究報告書 No.156」（URL）
http://www.jil.go.jp/institute/reports/2013/documents/0159_03.pdf（2015/10/01 最終アクセス）参照。

⁹ 全世帯平均所得(549.6万円【出所】
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa10/2-4.html>)

¹⁰ ワーキング・プア（正社員並み、あるいは正社員としてフルタイムで働いてもギリギリの生活さえ維

言える。我々は、母子世帯がこのような状況にある原因は主としてその労働形態にあると考える。

< 図表 1 > 母子世帯の貧困率の国際比較（単位：％）



[出所] OECD（2008）より筆者作成。

母子世帯の母親の50%以上は派遣社員やパート・アルバイトなどの非正規雇用で就労している¹¹（図表2）。年齢階級別に見ても、非正規雇用は低賃金である上に正規雇用のように年齢に応じて賃金が上昇することはない¹²。この結果、ほぼフルタイムで働いていたとしても派遣社員やパート・アルバイトとして就労している母子世帯は貧困に陥り、その現状から抜け出すことが困難となっている。

さらに母子世帯の貧困は母親だけに留まらず、その子ども達にも負の影響を与えている。母親が貧困であるために、母子世帯で育った子どもは幼いころに十分な教育環境を与えられず、相対的に学歴が低いまま正規雇用への就職が困難となって、成人したのちも貧

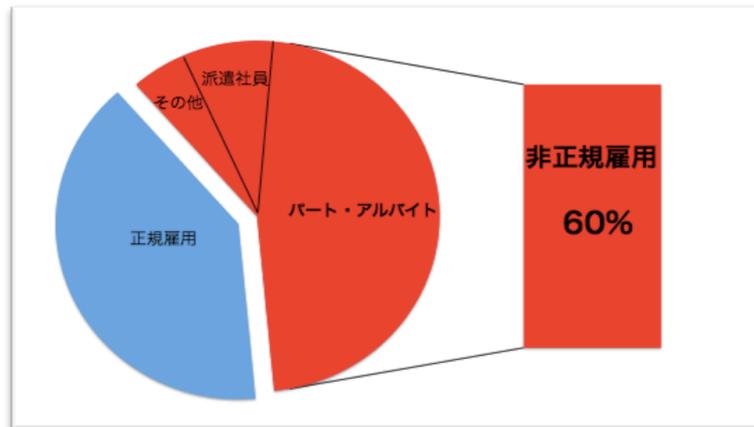
持が困難、もしくは生活保護の水準にも満たない収入しか得られない就労者の社会層のこと。[出所] <http://www.economist.com/news/asia/21647676-poverty-worsens-more-japanese-work-non-permanent-contracts-struggling>

¹¹ 厚生労働省（2011）「平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告」（URL）
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/boshi-setai_h23/dl/h23_29.pdf（2015/10/01 最終アクセス）参照。

¹² 厚生労働省（2014）「賃金構造基本統計調査」（URL）
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2014/dl/14.pdf>（2015/10/01 最終アクセス）参照。

困の連鎖に陥ってしまう可能性が高い¹³。極端な例としては、母親による虐待や育児放棄なども考えられ、すでにそれらの問題は起きてしまっている¹⁴。

< 図表 2 > 母子世帯の就労形態



【出所】厚生労働省（2011）「平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告」より筆者作成。

他にも問題となるのは、母子世帯総数の増加傾向である。2014年度の「国民生活基礎調査」によると、1992年度以降母子世帯の総数は年々増加しており、とくにここ数年は急増していて2013年度には82.1万世帯となっている<図表3>。先に述べたように、母子世帯の相対的貧困率には顕著な改善傾向は見られず依然として高いままであるため、今後も貧困の連鎖に陥る母子世帯が増えていくことになるだろう¹⁵。

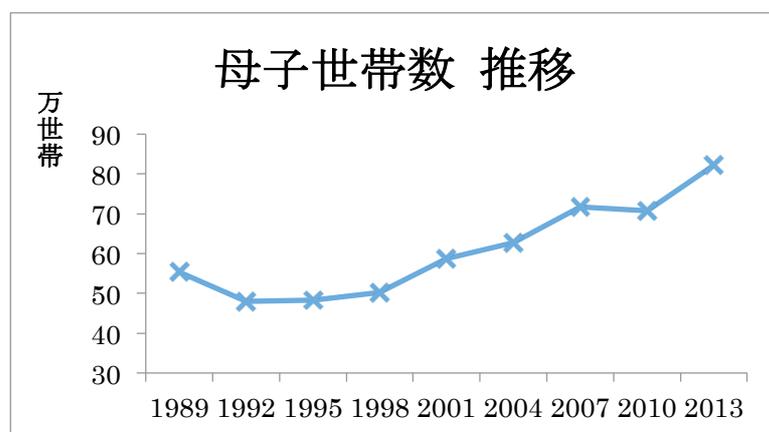
一方で、相対的貧困率の顕著な改善傾向は見られておらず、依然として高いままである。つまり、今後も相対貧困から抜け出せず貧困の連鎖に陥ってしまっている母子世帯が増えることは容易に想像することが出来る。

¹³ 阿部彩（2011）「子どもの貧困と子ども手当をめぐる迷走」都市問題研究 2011年(秋), 大阪市, 40-53 項及び、道中隆（2009）「子どもの貧困実相と自立支援」, 生活と福祉（644）, 全国社会福祉協議会, 3-7 項参照。

¹⁴ 辻京子（2015）「児童虐待リスクとしての母子家庭」日本地域学会年報 45(1), 日本地域学会, 61-71 項参照。

¹⁵ 厚生労働省（2007）「国民生活基礎調査」（URL）
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa07/1-3.html>（2015/10/01 最終アクセス）及び、厚生労働省（2010）「国民生活基礎調査」（URL）
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa10/dl/gaikyou.pdf>（2015/10/01 最終アクセス）参照。

< 図表 3 > 母子世帯数の推移



[出所] 厚生労働省（2014）「平成26年国民生活基礎調査」より筆者作成。

以上のことから母子世帯の慢性的貧困の原因となっている労働形態の分析とそれを改善するための政策提言が必要であると考えられる。

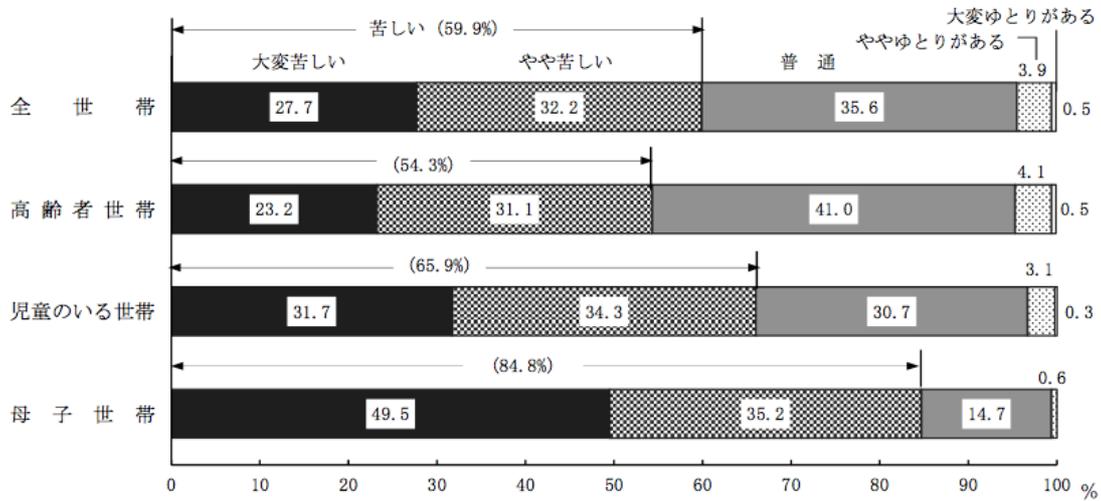
第2章 母子世帯の現状

第1節(2.1)生活面での困窮

厚生労働省が平成25年に実施した「国民生活基礎調査」によると、児童のいる世帯のうち生活が苦しいと回答した世帯は65.9%であったのに対して、母子世帯ではその比率が84.8%となっている<図表4>。

実際に、母子世帯が生活において困窮した状態であることは国立社会保障・人口問題研究所が2007年に実施した「社会保障実態調査」の結果から見て取れる<図表5>。経済的な理由により過去一年間で家族が必要とする食料が買えなかった経験のあるひとり親世帯（二世帯）は他の世帯タイプと比較して最も高い38.4%であった。また、衣料についても同様に、過去一年間において経済的な理由により家族が必要とする衣料が買えなかった経験のあるひとり親世帯（二世帯）は最も高い46.8%であった<図表6>。

<図表 4> 生活意識別にみた世帯の構成割合



〔出所〕厚生労働省（2013）「平成25年 国民生活基礎調査」より引用。

<図表 5> 世帯タイプ別、食費が足りなかった経験がある世帯の割合

	総数 (世帯)	よくあ った (%)	ときど きあ った (%)	まれに あ った (%)	ま った く な か つ た (%)	不 詳 (%)
総数	10,766	2.5	4.5	8.6	77.0	7.4
子どもがない世帯						
単身世帯						
単独高齢男性	255	3.9	8.6	12.2	65.5	9.8
単独高齢女性	709	3.0	4.8	9.2	77.0	6.1
単独非高齢男性	994	4.2	5.3	7.5	73.4	9.5
単独非高齢女性	697	3.3	6.3	10.8	69.0	10.6
夫婦のみ世帯						
夫婦ともに高齢者	931	1.2	2.8	7.6	84.1	4.3
夫婦の一方が高齢者	341	2.1	4.7	8.2	76.8	8.2
夫婦ともに非高齢者	1,228	1.7	3.6	5.0	76.5	13.3
その他世帯						
高齢者のみ世帯	108	1.9	1.9	8.3	77.8	10.2
高齢者以外も含む世帯	2,878	1.6	3.7	8.4	76.8	9.4
子どもがある世帯						
二親世帯（三世代）	500	2.2	3.2	8.4	84.4	1.8
二親世帯（二世代）	1,786	2.6	5.3	9.9	80.7	1.5
ひとり親世帯（三世代）	95	4.2	3.2	8.4	83.2	1.1
ひとり親世帯（二世代）	216	8.3	11.1	19.0	58.8	2.8
その他有子世帯	28	3.6	14.3	10.7	67.9	3.6

〔出所〕国立社会保障・人口問題研究所（2007）「社会保障実態調査」より引用。

＜図表 6＞ 衣料が買えなかった経験のある世帯の割合

	総数 (世帯)	よくあつ た (%)	ときどき あつた (%)	まれに あつた (%)	まったく なかった (%)	不詳 (%)
総数	10,766	3.4	5.8	11.3	71.9	7.5
子どもがない世帯						
単身世帯						
単独高齢男性	255	4.3	4.7	14.9	66.3	9.8
単独高齢女性	709	4.1	6.5	9.6	73.2	6.6
単独非高齢男性	994	4.1	5.8	9.0	71.7	9.4
単独非高齢女性	697	5.0	7.6	10.3	66.4	10.6
夫婦のみ世帯						
夫婦ともに高齢者	931	1.9	5.6	9.9	77.8	4.8
夫婦の一方が高齢者	341	2.9	7.3	9.7	72.7	7.3
夫婦ともに非高齢者	1,228	3.0	4.2	9.2	70.1	13.5
その他世帯						
高齢者のみ世帯	108	1.9	6.5	9.3	74.1	8.3
高齢者以外も含む世帯	2,878	2.5	4.6	10.9	72.1	9.9
子どもがある世帯						
二親世帯（三世代）	500	2.4	4.6	13.8	77.8	1.4
二親世帯（二世代）	1,786	3.9	7.2	13.9	73.5	1.6
ひとり親世帯（三世代）	95	5.3	5.3	21.1	66.3	2.1
ひとり親世帯（二世代）	216	11.6	14.8	20.4	50.9	2.3
その他有子世帯	28	3.6	10.7	14.3	67.9	3.6

〔出所〕 国立社会保障・人口問題研究所（2007）「社会保障実態調査」より引用。

教育費は、子どもの年齢が上がるにつれて上昇していく。2012年度の「子どもの学習費調査」によれば、子どもにかかる年間学習費は公立幼稚園で約23万円、公立小学校で約30万6千円、公立中学校で約45万円となっている¹⁶。教育費が増加し続ける理由は、塾や習い事といった学校外での活動費が増えているからである。母子世帯の母親が非正規雇用のままでは賃金水準が低く、その賃金も上昇しないため、教育費の負担は次第に大きくなっていくのである。

以上の結果を踏まえると、生活面での困窮は意識調査のとおり苦しいものであると考えられる。

第2節(2.2)母子世帯の就業状況

＜図表7＞、＜図表8＞によれば、母子世帯の母親の就業状況は80.6%であり、その内訳は正社員・従業員が39.4%、派遣社員が4.7%、パート・アルバイトが47.4%となっている。父子世帯では、正社員・従業員が67.2%、派遣社員が2.0%、パート・アルバイトが8.0%となり、同じ家計の稼ぎ頭でありながら正社員の割合に30%ポイントほどの開きがある。このことから、母子世帯の母親の就業形態に何らかの問題があると考えられる。

¹⁶ 文部科学省（2012）「子どもの学習費調査」（URL）
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa03/gakushuui/1268091.htm（2015/11/01 最終アクセス）参照。

＜図表 7＞ 母子世帯の母の就業状況

	総 数	就業し ている	従 業 上 の 地 位							不就業	不 詳
			正規の職員 ・ 従業員	派遣社員	パート・ アルバイト等	会社など の 役員	自営業	家 族 従業者	その他		
平成18年 総 数	(100.0)	(84.5) (100.0)	(42.5)	(5.1)	(43.6)	(*)	(4.0)	(1.2)	(3.5)	(14.6)	(0.9)
平成23年 総 数	1,648 (100.0)	1,328 (80.6) (100.0)	523 (39.4)	63 (4.7)	629 (47.4)	8 (0.6)	35 (2.6)	21 (1.6)	49 (3.7)	248 (15.0)	72 (4.4)
死 別	123 (100.0)	90 (73.2) (100.0)	28 (31.1)	1 (1.1)	48 (53.3)	3 (3.3)	6 (6.7)	- (-)	4 (4.4)	22 (17.9)	11 (8.9)
生 別	1,525 (100.0)	1,238 (81.2) (100.0)	495 (40.0)	62 (5.0)	581 (46.9)	5 (0.4)	29 (2.3)	21 (1.7)	45 (3.6)	226 (14.8)	61 (4.0)

〔出所〕厚生労働省（2011）「平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告」より引用。

＜図表 8＞ 父子世帯の父の就業状況

	総 数	就業し ている	従 業 上 の 地 位							不就業	不 詳
			正規の職員 ・ 従業員	派遣社員	パート・ アルバイト等	会社など の 役員	自営業	家 族 従業者	その他		
平成18年	(100.0)	(97.5) (100.0)	(72.2)	(2.6)	(3.6)	(*)	(16.5)	(3.1)	(2.1)	(2.5)	(-)
平成23年 総 数	561 (100.0)	512 (91.3) (100.0)	344 (67.2)	10 (2.0)	41 (8.0)	8 (1.6)	80 (15.6)	7 (1.4)	22 (4.3)	30 (5.3)	19 (3.4)
死 別	94 (100.0)	86 (91.5) (100.0)	58 (67.4)	1 (1.2)	4 (4.7)	2 (2.3)	14 (16.3)	1 (1.2)	6 (7.0)	7 (7.4)	1 (1.1)
生 別	467 (100.0)	426 (91.2) (100.0)	286 (67.1)	9 (2.1)	37 (8.7)	6 (1.4)	66 (15.5)	6 (1.4)	16 (3.8)	23 (4.9)	18 (3.9)

〔出所〕厚生労働省（2011）「平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告」より引用。

第 3 節 (2. 3) 正規雇用と非正規雇用の特徴

正規雇用と非正規雇用ではどのような違いがあるのだろうか。

まず正規雇用の特徴としては、「固定時間及び長時間労働¹⁷⁾」、「頻繁な配置転換と転勤¹⁸⁾」、「年功序列による賃金上昇¹⁹⁾」、「終身雇用制度²⁰⁾」、「雇用保障・企業内福利厚生²¹⁾」、「長期間勤務にともなう能力の向上²²⁾」などが挙げられる。

次に、非正規雇用の特徴としては、主に「自分のライフスタイルに合わせて労働時間を調整出来る²³⁾」、「仕事内容や勤務地などの希望職種を選びやすい²⁴⁾」、「年齢や勤務時間に関わらず賃金の変動することがない²⁵⁾」などが挙げられる。

以上を整理すると、正規雇用は働き方に自由度は低いが賃金は高く福利厚生が充実しており安定した勤務制度であり、非正規雇用は働き方の自由度は高いが賃金は低く福利厚生も不十分で不安定な勤務制度であると言える。

とくに賃金に関していえば、日本の正規雇用は賃金が高く、年功により勤務している限り上昇することになるが、非正規雇用は短時間の雇用で賃金も低く、年齢による賃金上昇はほとんどない。そのため正規雇用と非正規雇用で大きな賃金格差が生じているのである。2013 年度の「民間給付実態統計調査」によると、正規雇用の人々の平均年収が 473.0 万であるのに対し、非正規雇用の人々の平均年収が 167.8 万で、差が 300 万以上広がっている²⁶⁾。

このことから、母子世帯にとっても正規雇用のメリットは大きいはずである。しかし、前節でみたように現実には母子世帯の 8 割が就職しているにも関わらず、その中の 6 割以上が非正規雇用である。これほどまでに非正規雇用を選択する母子世帯が多いのはなぜだろうか。

¹⁷⁾八代尚宏 (2009) 『労働市場改革の経済』東洋経済新報社 143 項より引用

¹⁸⁾前掲書 114,143 項より引用

¹⁹⁾上掲書 114,123-124 項より引用

²⁰⁾上掲書 12,45 項より引用

²¹⁾上掲書 7,114 項より引用

²²⁾上掲書 117-118 項より引用

²³⁾上掲書 52,58 項より引用

²⁴⁾上掲書 98 項より引用

²⁵⁾上掲書 57-58 項より引用

²⁶⁾国税庁 (2013) 「民間給付実態統計調査」

(URL) <http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan2013/pdf/06.pdf> (最終アクセス 2015/11/2)参照

第4節(2.4)母子世帯の正規雇用を拒む理由

母子世帯に非正規雇用が多い理由として、母親が正規雇用を希望しないケースと、正規雇用を希望していても就業できないケースがあげられる。このどちらにも共通の理由として主に二つ考えられる。1つは育児・家事と仕事の両立が難しいこと、もう1つは能力や資格を持っていないことである²⁷。

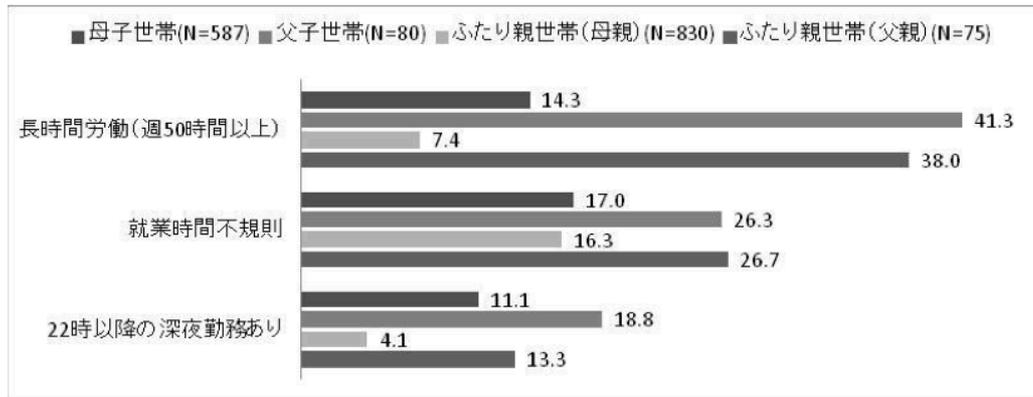
母子世帯の母親は、家計の収入の稼ぎ頭であるとともに育児や家事の時間を確保しなければならない。そのため、正規雇用にみられるような長時間労働や固定時間勤務では時間的制約が大きく、母子世帯には適していないと言える<図表9><図10>。

とくに育児による制約の大きさは子どもの年齢段階によって変わってくる特徴がある。子どもが0歳～3歳までの未就学児の場合では育児による制約は大きく、その年代の子どもを持つ母子世帯の母親は正規雇用を希望しない可能性が高いと考えられる。さらに、就学児を持つ母親も子どもが病気になった場合など突発的に仕事を休まなければならないことがあり、子どもがある程度大きくなるまでは母子世帯の母親には育児による制約が付きまとうことになる。また、子どもが障害を持っていたりすると、育児による制約はより大きくなるため、母親の正規雇用就業への希望はより薄くなってしまう²⁸。

²⁷周燕尾 (2012)「シングルマザーの就業と経済的自立」 労働政策研究報告書 No.140 労働政策研究・研修機構 63-76 項参照

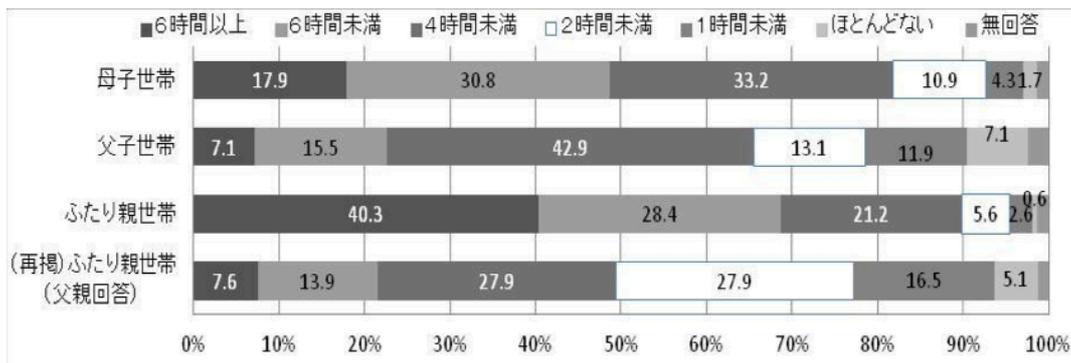
²⁸前掲書 63-64 頁参照

<図表 9> 働く保護者の労働時間 (単位: %)



〔出所〕労働政策研究・研修機構（2011）「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」12頁より引用。

<図表 10> 子どもと一緒に過ごす時間 (単位: %)



〔出所〕労働政策研究・研修機構（2011）「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」7頁より引用。

次にもう一つの理由の能力や資格を持っていないことについてであるが、まず初めに母子世帯の母親の学歴について見てみる。彼女たちの最終学歴を見てみると、最終学歴が高等学校までで53.9%と半分以上を占めていることがわかる<図表 11>。大学卒業が一般的になってきた現在においては、最終学歴が高等学校というのは低学歴に含まれると考える問題はないだろう。

低学歴であるということと正規雇用就業への希望との関係については周（2012）で「日本企業の正社員採用は、年齢、学歴と職歴経験を重視する傾向があるため、一定年齢（大企業は35歳まで、中小零細企業は45歳まで）を超えている人、低学歴（高卒以下）の人、

正社員として働いた経験のない人にとって、正社員就業のハードルは高いことが容易に想像できる。²⁹⁾と指摘されている。また、分析結果として、母子世帯の母親の学校教育年数は大部分のケースにおいて正社員就業希望に有意な影響を与えているという結論を出している³⁰⁾。つまり、母子家庭の母親の多くは高校卒業が最終学歴であったが、それは彼女たちが低学歴であることや学校教育年数が短いことを示し、低学歴が母子世帯の母親の正規雇用就業へのハードルを上げ、困難にしている。加えて、学校教育年数の短さは、正規雇用就業への希望を下げる要因となっている。

以上より教育年数の短さやそれによる能力不足が母子世帯の母親の正規雇用を妨げていると言える。

<図表 11> 母子家庭の母親の最終学歴

問 39 最終学歴

	総数	中学校	高等学校	専修学校・ 各種学校	短期大学・高 等専門学校	大学	大学院	その他	無回答
総数	1,311	79	624	177	294	99	4	8	26
(%)	100	6.03	47.6	13.5	22.43	7.55	0.31	0.61	1.98

[出所]労働政策研究・研修機構（2008）「母子家庭の母への就業支援に関する研究」 添付資料

（URL）<http://www.jil.go.jp/institute/reports/2008/0101.html> (2015/10/31 最終アクセス) より引用。

第 5 節 (2.5) 企業側の要因

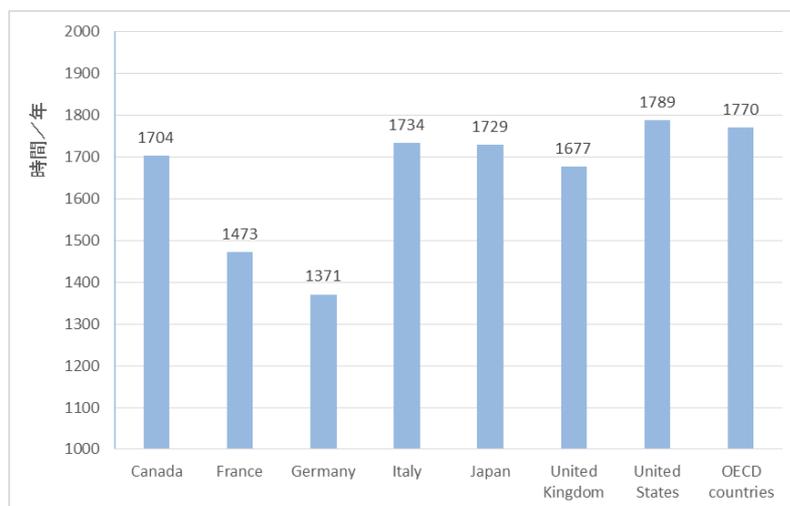
前節までは母子世帯の現状について、非正規雇用が多い理由を母子世帯の母親側の視点からみてきた。ここでは、視点を企業側に移し、なぜ母子世帯の母親を正社員として採用するのが難しいのかについて考察していく。

先に述べたように、正規雇用の特徴としては、長時間労働、長期雇用保障などが挙げられる。OECD（2015）によると、2014年の日本の年平均労働時間は1,729時間となっている<図表 12>。日本は長時間労働が問題だといわれているが、OECD 平均でも1,770時間であり、アメリカの1,789時間のように先進国でも日本より労働時間が長い国は多くある。したがって、日本の労働時間が際立って長いというわけではない。しかし、これはあくまで非正規雇用なども含めたデータであるため、より詳しく日本の正規雇用と非正規雇用の労働時間を見て行く必要がある。

²⁹⁾ 周燕飛（2012）前掲書 63頁より引用。

³⁰⁾ 周燕飛（2012）前掲書 68頁参照。

＜図表 12＞ 主要先進 7 国の年間労働時間と OECD 平均



〔出所〕 OECD (2015) 「Average annual hours actually worked per worker」

(URL) <https://stats.oecd.org/Index.aspx?DataSetCode=ANHRS> (2015/10/29 最終アクセス) より筆者作成。

日本の正規雇用と非正規雇用の労働時間については、総務省統計局の「労働力調査」がある。それによると、2014年の正規雇用の平均月間就業時間は188.0時間(2,256時間/年)、非正規雇用は120.6時間(1,447.2時間/年)となっている。これは月20日間働く場合、正規雇用では1日当たり9.4時間、非正規雇用では6.03時間となる。このように、正規雇用と非正規雇用の間には労働時間に大きな差があることがわかる。

次に、正規雇用における長期雇用保障は日本的雇用慣行のひとつであり、日本の高度経済成長を支え、多くの企業で採用されていた。労働者にとっては長期にわたる安定した職を手に入れることができ、企業にとっては労働者を長期間拘束することで生産性を高めてより柔軟な経営ができるという点で、労働者側と企業側の双方に利点があった³¹。しかし、労働者は雇用保障の代償として、慢性的な長時間労働や、頻繁な配置転換・転勤という拘束性の大きな働き方を強いられてきた。また、このような日本的雇用慣行は、専業主婦を配偶者としてもつ男性世帯主の正社員を暗黙の前提とした働き方であり、ひとり親世帯の増加などの現在の状況にはあっていない側面がある³²。

³¹ 八代尚宏 (2009) 『労働市場改革の経済学』東洋経済新報社、143頁参照。

³² 八代 (2009)、前掲書、114頁参照。

日本の正規雇用の特徴を見ると、女性よりも男性の方が正社員として雇用される可能性が高いと考えられる。八代（2009）は、「個人としての能力が高くとも、出産や介護、夫の転勤等の事情で企業を辞める確率が平均的に高い女性は、採用時や企業内でのポストの配置で不利な扱いを受ける可能性が高い。」と指摘している³³。つまり、女性は結婚や出産などを機に離職してしまう可能性があり、子育てや介護などのために時間を取られて長時間働くことは難しいと考えられているのである。こうした理由から、企業は男性の方が求める人材の条件に合致していると考え、女性よりも男性を正社員として雇用しようとするのである。実際、正社員の男女比をみてみると、2010年時点で正社員のうち7割以上が男性となっている<図表13>。

<図表13> 性別にみた就業形態別就労状況（労働者割合）

性	総数	性別の割合(%)								
		正社員	正社員以外の労働者	契約社員	嘱託社員	出向社員	派遣労働者	臨時的雇用者	パートタイム労働者	その他
平成22年										
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
男	58.2	71.4	37.2	51.9	78.4	82.8	43.1	43.1	26.1	40.6
女	41.8	28.6	62.8	48.1	21.6	17.2	56.9	56.9	73.9	59.4
平成19年										
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
男	58.6	71.6	37.2	47.0	76.1	82.7	48.6	43.5	26.5	45.0
女	41.4	28.4	62.8	53.0	23.9	17.3	51.4	56.5	73.5	55.0

〔出所〕厚生労働省（2010）「就業形態の多様化に関する総合実態調査の概況：結果の概要」

（URL）<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/5-22b.html>（2015/10/23 最終アクセス）より引用。

このように、女性全般に正社員化しづらい現状が出来上がっているが、その中でもとくに母子世帯の母親を企業が雇用しない理由としては、「経営状態から見て余裕がないため」、「急な欠勤・早退等に対応しにくい業務が多いため」、「労働時間の弾力化（出勤時間・残業時間の調整等）が困難なため」、「保育や育児への配慮を十分に行えないため」、「業種・業務内容から見て女性の仕事がないため」などがある³⁴。橋本（2007）は、労働時間の弾力化や保育制度の充実化が母子世帯の母親の雇用において重要なポイントになると指摘している。

³³八代（2009）、前掲書、141頁より引用。

³⁴橋本（2007）「地域就労支援の現状と課題：障害者雇用および母子家庭の母の雇用を中心に」、『関西大学社会学部紀要』第39巻、第1号、関西大学、1～15頁参照。

以上のように、母子家庭の母親を正規雇用として採用するには、労働時間の調整や保育・育児に対する配慮などを企業側がしなければならず、それが企業にとって負担になっている。つまり、母子世帯の母親は育児などを一人でしなければならないために、夫がいる女性に比べて制約がより大きいと言える。企業の立場からすれば、ただでさえ女性の正社員化が難しい現状があるにもかかわらず、さらに負担を負ってまで母子世帯の母親を正社員として雇用するメリットはない。このような理由から、母子世帯の母親の正社員化は企業側から見ても非常に難しい。

第3章 母子世帯に対する公的支援策

第1節(3.1) 公的支援政策の概要

現在、日本政府が行っている母子世帯の支援は経済的支援、子育て生活関連支援、就業支援の3つに分けられる。経済的支援はさらに手当/給付、割引/控除、就学/福祉、住宅の4つに分けられる。以下に政府が行っている政策の概要を示す。

<図表 14> 母子世帯向け社会保障制度概要

＜経済的支援(手当・給付)＞	
生活保護	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としている。厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給される。
児童扶養手当	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。
児童手当	中学3年生までの子供の養育者対象。(母子家庭以外にも支給)・3歳未満:15,000円・3歳以上小学校修了前の第1子・第2子:10,000円・3歳以上小学校修了前の第3子以降:15,000円・中学生:10,000円
こども医療費の助成	子どもが18歳に達する年度の末日まで、医療費の一部が助成される。
ひとり親家庭医療費の助成	18歳以下の児童を養育している、ひとり親家庭の医療費助成。所得制限あり。
住宅手当	震災により全壊、半壊などの被害があった母子世帯が対象などの条件あり。
＜経済的支援(割引・控除)＞	
所得税・住民税の減免	所得が500万円以下の場合、所得税や住民税が控除の対象となる。前年の所得が125万円以下であれば、住民税が非課税となる。申請が必要。
国民年金の免除	保険料の納付の全額免除や半額免除が可能。申請せずに滞納すると障害年金、遺族年金も受けとれない。
国民健康保険の免除	専業主婦で前年の所得がなく、なお子供がいた場合、その分の控除があるため、保険料はだいたい2～3千円程度。社会保険に入った場合は、保険料が高くなり、7～8千円程度になる。
交通機関の割引	通勤などでJRを利用時に使用できる。母子家庭であることの確認が必要になる。
上下水道の減免制度	「被災者で母子家庭である」などの条件あり。
預金利子非課税制度	母子家庭の方は、元本350万円までは利子が非課税。
＜経済的支援(就学・福祉)＞	
私立幼稚園就学奨励費補助	幼稚園に就園させている保護者に対して、入園料と保育料の一部が補助される。
就学援助制度	学用品費、学校給食費、医療費等にかかる費用の一部が一時的に援助されます
福祉定期預金	郵便局等の金融機関で利用できる制度。母子家庭で「児童扶養手当」や「遺族基礎年金」を受けていることが条件。1人につき定期預金は300万円までで、期間も1年間と限定される。
母子福祉資金	無利子貸付金。20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母親。または20歳未満の父母のない児童が対象。
＜経済的支援(住宅)＞	
母子家庭生活支援施設(ひまわり荘)	震災による損壊等で住居を失った母子家庭の母親、これに準ずる事情のある母親とその児童が対象です。
市営住宅(優先募集物件)・公営住宅	市営住宅の優先募集物件では、母子家庭が優先されるので応募することができる。公営住宅では、所得額から寡婦控除額が引かれた金額で、毎月の家賃が決まる。
＜子育て生活関連支援＞	
母子家庭支援施設	18歳未満の子供を養育している母子家庭、または何らかの事情で離婚の届け出ができないなど、シングルマザーが子供と一緒に利用できる施設。
母子生活支援員	母子家庭、父子家庭の一人親世帯の方が病気などのために日常の家事や育児等に困った時に各自治体が家庭生活支援員を派遣し、身の回りのお世話をする制度。
＜就業支援＞	
マザーハローワーク	全国12箇所に設置されている。子育てをしながらの就職を希望しているシングルマザーに対して個々の希望やニーズに応じた就職支援を行っている。
自立支援教育訓練給付金事業	働きたいと考えている人が就労のために必要な能力を身に付けるための支援をし、生活の安定と再就職の促進を目的とする制度。
高等技能訓練促進費等の給付	母子家庭の母が経済的に自立するために必要な高等技能(資格)を習得する際の支援を行うため、高等技能訓練促進費が支給される。対象の資格は、看護師、介護福祉士、保育士など。

[出所]厚生労働省「生活保護」(URL)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuho/ (2015/10/30 最終アクセス) 及び、生活保護ガイド 生活保護情報 (URL) <http://seikatsuhogo.jp/singlemother/>

(2015/10/31 最終アクセス) より筆者作成。

第 2 節 (3. 2) 社会保障給付の問題点

母子世帯に対する支援策として、児童扶養手当や生活保護のような直接的な社会保障給付がある。母子世帯が貧困状態にある場合、これらの給付をさらに増やしていくということも考えられるが、日本の財政状況が厳しい中でそれを実施することは難しい。

2015 年度の一般会計における財政赤字は約 36.5 兆円あり、政府の累積債務は 2015 年 3 月末時点で 1,053 兆円と増加し続けている³⁵。一般会計予算 96.3 兆円のうち社会保障費は 31.5 兆円 (32.7%) を占め、高齢者の増加が原因で今後も増加が見込まれている。したがって、これ以上、母子世帯に向けた社会保障給付を増やすことは困難だと言える。

また、生活保護のような金銭による手当のもう 1 つの問題点として、受給者の勤労意欲の喪失が挙げられる。生活保護は最低限度の生活水準維持による生活費の補填が目的であるため、生活保護を受給する母子世帯ほど就業するインセンティブが低下していく³⁶。さらに、生活保護を受給する場合、最低生活水準しか保障されないため、子どもの教育や教養にお金をかけることができない。加えて、生活保護で生活する母子世帯の子どもは生活保護を受給する生活が当然であったため、成人後も生活保護を受け取る確率が高いということがわかっている³⁷。これでは、母子世帯は何世代にもわたって最低水準の生活しかできず、貧困のスパイラルから抜け出せなくなる可能性がある。

したがって、生活保護などの直接給付を増やすことでは、母子世帯の貧困問題を根本的に解決することはできない。

第 3 節 (3. 3) 政策方針の策定

前節のような社会保障給付の増額以外に母子世帯の収入を増やす方法としては、非正規雇用の最低賃金の引き上げがある。しかし、最低賃金を引き上げるように政府が介入した場合、各企業の生産性の向上とは関係なく一律に賃金上昇がもたらされるため、企業負担が大きくなって人件費の増加に耐えられない可能性がある。また、非正規雇用の賃金水準

³⁵ 財務省「平成 27 年度一般会計歳入歳出暫定予算概算」(URL) http://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2015/h27_zantei01.pdf (2015/09/29 最終アクセス) 参照。

³⁶ 周燕飛 (2012) 「シングルマザーの就業と経済的自立」、『労働政策研究報告書』No.140、労働政策研究・研究機構、72～76 頁参照。

³⁷ 周 (2012)、前掲書、2 頁参照。

はかなり低いことから、わずかな額だけ最低賃金を引き上げても、母子世帯の貧困問題は解決できない。

しかしながら、母子世帯の母親を非正規雇用から正規雇用へと移行させることができれば、この状況を改善することができる。非正規雇用の母子世帯の就労収入は年平均 125 万円であるが、正規雇用の母子世帯では 270 万円となっている³⁸。母子世帯の経済的自立ラインの年収 300 万円を考慮すると、正社員として雇用されれば就労収入のみでこのラインに近づくことができ、養育費や児童扶養手当などを含めて経済的に自立することができようになる³⁹。

以上のことから、我々は、母子世帯の正社員化による貧困からの脱却を目指した政策提言を行っていく。

第4章 母子世帯の就業支援策の分析

第1節(4.1)職業能力開発事業の概要

政府は、金銭的支援以外にも母子世帯に対して職業能力開発支援を行っている。この政策の目的は、母子世帯の母親の職業能力を高めることによって就業を手助けすることにある。現在、職業能力開発のための3つの公的就业支援政策が行われている<図表 15>。

<図表 15> 母子世帯向け職業能力開発支援事業の概要

事業名	事業1 高等技能訓練促進費事業	事業2 自立支援教育訓練給付金事業	事業3 母子自立支援プログラム策定事業
実施主体	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村	都道府県、指定都市、中核市、市、福祉事務所設置町村
費用負担	国3/4、自治体1/4	国3/4、自治体1/4	国10/10
支援対象	児童扶養手当受給者または同等の所得水準にある母子世帯の母	雇用保険に加入していない児童扶養手当受給者又は同等の所得水準にある母子世帯の母	児童扶養手当を受給している母子世帯の母
内容	・指定の資格を取得するために2年以上の養成学校に入学する場合において、その期間の生活費を助成 ・助成額は月額7万5千円または10万円	指定の教育講座が終了したあとに、受講費用の20%、最大10万円を支給	母子自立支援プログラム策定員が母子自立支援員、ハローワークと連携して、個々のケースに応じたきめ細やかな就業支援を行う

[出所] 厚生労働省（2008）「平成20年度 母子家庭白書」第2章より筆者作成。

³⁸ 厚生労働省（2011）「平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告」参照。

³⁹ 周（2012）、上掲書、5頁、および全国コミュニティユニオン連合会／派遣ネットワーク（2005）「派遣労働者の権利向上へ向けての要請書」、『月刊労働組合』479号、労働大学調査研究所編、61～65頁参照。

例えば、高等技能訓練促進費事業の対象資格である看護免許の取得には、最低でも3年間は専門学校に通学する必要があり、入学費と授業料を合わせると総額で約200万円かかる。非正規雇用の母子世帯では一般的に金銭的余裕がないため、こうした職業訓練資金を自力で調達するのは容易ではない。そこで、国や地方自治体が資金を助成し、職業能力の開発を推進しているのである。

第2節(4.2)職業能力開発事業の認知度

周(2012)によると、職業能力開発支援事業の認知度はいずれも低く、すべての事業の認知度が50%を切っている<図表16>。認知度が低い理由としては、事業のPR不足が考えられる⁴⁰。

これらの事業を知らないということが事業未利用の大きな理由を占めているが、そのほかの理由としては支援策と対象者のニーズの不一致が挙げられる⁴¹。例えば、母子自立支援プログラム策定事業(事業3)の場合、プログラム策定を受けてから就職するまでに数ヶ月かかるため、急いで就職したい母親向けの支援とはなっていない。また、高等技能訓練促進費事業(事業1)の場合、養成学校に入るための学力や専門資格を習得するための学習能力が必要であること、就業期間中の学費と生活費の一部のみの助成のため母親自身にある程度の蓄えが必要であることなどが利用を妨げる原因となっている。

<図表16> 各支援メニューの認知度と利用状況

	事業1 高等技能	事業2 教育訓練給付	事業3 プログラム策定
制度を知っている	36.8%	49.5%	33.7%
利用経験者の割合	2.3%	11.8%	15.0%
未利用の理由=制度を知らない	64.7%	57.3%	78.0%

資料出所：JILPT(2008)第3章

〔出所〕周燕飛(2012)「シングルマザーの就業と経済的自立」149頁より引用。

⁴⁰ 周(2012)、前掲書、150頁参照。

⁴¹ 周(2012)、前掲書、150頁参照。

第3節(4.3)職業能力開発事業の利用者属性

周(2012)では、どのような母親が支援制度を認知し、利用しているのかを多項ロジットモデルによって分析している。

まず、事業認知を高める要因としては、1) 母親の若さ、2) 学歴、3) 職業経験などが挙げられている<図表 17>。つまり、若くて学歴が高く、職業経験が豊富な母子世帯の母親は上記のような支援制度を知っている可能性が高くなる。

また、事業利用を高める要因としては、1) 母親の若さ、2) 学歴、3) 末子年齢などが挙げられているが、これらの要因は事業によって差がみられる<図表 18>。第1に、高等技能訓練促進費事業(事業1)と自立支援教育訓練給付金事業(事業2)については母親の年齢が若いほど利用確率が高くなる。第2に、中卒・高卒の母親に比べ、短大卒・高専卒の母親の方が高等技能訓練促進費事業(事業1)を利用する確率が高くなる。第3に、末子の年齢が高ければ高いほど高等技能訓練促進費事業(事業1)と自立支援教育訓練給付金事業(事業2)を利用する確率が高くなる。

<図表 17> 事業認知の決定要因(多項ロジット Model)

	事業1認知/認知事業なし			事業2認知/認知事業なし			事業3認知/認知事業なし			複数認知/認知事業なし		
	dY/dX	Z 値		dY/dX	Z 値		dY/dX	Z 値		dY/dX	Z 値	
母親の年齢	-0.0006	-0.50		-0.0037	-1.63	*	-0.0003	-0.18		0.0046	1.36	
母親の学歴(比較G:中学校・高校卒)												
短大・高専	-0.0049	-0.45		-0.0276	-1.31		-0.0076	-0.51		0.0924	2.77	***
四年制大学以上	0.0010	0.05		-0.0172	-0.47		0.0015	0.06		0.0538	0.88	
これまでの働き方(比較G:初職をずっと継続)												
概ね就業を続けていた	-0.0043	-0.17		0.0001	0.00		0.0069	0.21		0.1288	1.65	*
退職したものの、再就職した	0.0238	0.77		0.0417	0.76		-0.0215	-0.84		-0.0087	-0.12	
出産などで退職したまま	-0.0026	-0.11		0.0250	0.49		-0.0152	-0.56		-0.0028	-0.04	
就業経験がなかった	0.0235	0.53		0.0052	0.08		-0.0017	-0.05		-0.0143	-0.17	
児童扶養手当(比較G:全額受給)												
部分受給	-0.0177	-1.73	*	0.0040	0.17		-0.0192	-1.30		0.0946	2.63	***
受給していない	-0.0151	-1.36		-0.0237	-0.83		-0.0217	-1.29		0.0544	1.16	
母子世帯の経験年数	0.0011	0.82		0.0003	0.11		0.0004	0.23		-0.0028	-0.59	
子ども数	-0.0025	-0.36		0.0108	0.78		0.0060	0.68		-0.0077	-0.36	
末子の年齢	0.0028	1.68	*	0.0007	0.19		0.0028	1.23		-0.0103	-1.95	**
親との同居あり	-0.0018	-0.13		0.0206	0.78		-0.0373	-2.49	***	-0.0120	-0.32	
養育費の受給	0.0201	1.31		0.0059	0.24		0.0045	0.26		0.0656	1.75	*
N=1,068	対数尤度=-1335.9944			LR chi2(56) = 76.93								

注:(1)釧路市と仙台市の標本は推定対象から除外されている。、釧路市については、事業1と事業2の利用者のみが調査対象となっており、また仙台市の標本は、事業3の利用者のみが調査対象となっている。(2)dY/dXは限界効果を指している。(3)*,**,***はそれぞれ10%、5%、1%水準で差が有意であることを示す。

[出所] 周燕飛(2012)「シングルマザーの就業と経済的自立」152頁より引用。

<図表 18> 事業利用の決定要因 (多項ロジット Model)

	事業1利用/利用事業なし			事業2利用/利用事業なし			事業3利用/利用事業なし			複数利用/利用事業なし			X平均値
	dY/dX	Z 値		dY/dX	Z 値		dY/dX	Z 値		dY/dX	Z 値		
母親の年齢	-0.0004	-2.49	**	-0.0060	-3.28	***	0.0039	1.76	*	-0.0002	-0.62		39.2
母親の学歴(比較G:中学校・高校卒)													
短大・高専	0.0076	2.16	**	0.0027	0.16		-0.0179	-0.85		0.0011	0.39		37.2%
四年制大学以上	0.0117	1.02		-0.0184	-0.61		-0.0006	-0.02		-0.0028	-0.75		7.9%
これまでの働き方(比較G:初職をずっと継続)													
概ね就業を続けていた	0.1104	0.52		-0.0734	-7.23	***	-0.1194	-9.54	***	0.8890	4.16	***	14.3%
退職したものの、再就職した	0.2979	0.89		-0.0733	-5.24	***	-0.1218	-6.88	***	0.7016	2.09	**	31.6%
出産などで退職したまま	0.2291	0.94		-0.0771	-4.52	***	-0.1225	-5.90	***	0.7692	3.17	***	40.3%
就業経験がなかった	0.6126	1.19		-0.0795	-8.40	***	-0.1260	-10.94	***	0.3854	0.75		7.7%
児童扶養手当(比較G:全額受給)													
部分受給	-0.0005	-0.39		-0.0113	-0.65		-0.0033	-0.15		-0.0001	-0.05		35.8%
受給していない	-0.0016	-1.18		-0.0066	-0.28		-0.0514	-2.03	**	-0.0027	-0.87		16.2%
母子世帯の経験年数	0.0000	-0.22		-0.0017	-0.67		-0.0084	-2.56	***	-0.0006	-1.34		539.5%
子ども数	0.0015	1.59		0.0160	1.48		-0.0072	-0.53		-0.0019	-1.03		173.1%
末子の年齢	0.0006	2.66	***	0.0069	2.52	***	0.0001	0.04		0.0000	-0.09		954.7%
親との同居	0.0014	0.68		-0.0164	-0.88		-0.0282	-1.20		-0.0011	-0.42		22.7%
養育費の受給	0.0001	0.07		0.0047	0.24		-0.0123	-0.54		-0.0002	-0.06		23.8%
N=1,074 対数尤度 = -828.85934 LR chi2(56) = 79.25													

注：(1)釧路市と仙台市の標本は推定対象から除外されている。釧路市については、事業1と事業2の利用者のみが調査対象となっており、また仙台市の標本は、事業3の利用者のみが調査対象となっている。(2)dY/dXは限界効果を指している。(3)*,**,***はそれぞれ10%、5%、1%水準で差が有意であることを示す。

[出所] 周燕飛 (2012) 「シングルマザーの就業と経済的自立」151頁より引用。

第4節(4.4)職業能力開発事業の効果

ここまで現在行われている母子世帯の就業支援事業の現状についてみてきたが、はたしてこれらの事業は本当に母子世帯の正社員就業確率の上昇に結びついているのだろうか。周(2012)は、当該事業を利用した母親は、利用しなかった母親に比べて正社員就業確率が上昇しているかどうかを分析している。

<図表 19>は、正社員への就業移動(母子世帯になる直前 vs 現在)の決定要因を推定したものである。これを見ると高等技能訓練促進費事業(事業1)を利用していただ母子世帯は、どの事業も利用していない母子世帯よりも正社員になるものが38.1%高くなっている。しかし、自立支援教育給付金事業(事業2)と母子家庭自立支援プログラム策定事業(事業3)を利用していただものは正社員就業促進効果が確認されない⁴²。つまり、3つの事業のなかでも、高等技能訓練促進費事業が他の事業に比べ、一定の効果があるということが読み取れる。

⁴² この分析では個人の能力要因が加味されていないため、たまたま2つの事業を利用した母子世帯の能力が低かったという可能性もあり、当該事業に正規就業を促進する効果が全くないと断定はできない。

<図表 19> 正社員の就業移動（母子世帯になる直前 vs 現在）の決定要因（ロジット Model）

	d Y/dX	Z 値		X平均値
母親の年齢	-0.0120	-3.39	***	39.1
母親の学歴				
短大・高専	-0.0016	-0.05		37.7%
四年制大学以上	0.0357	0.58		8.3%
学校卒業後の初職は正社員	0.0396	1.06		78.6%
子ども数	-0.0244	-1.11		1.7
末子の年齢	0.0166	3.50	***	9.5
重病・難病の子供がいる	0.0266	0.34		4.4%
親との同居あり	0.0315	0.82		
事業の利用				22.3%
事業1のみ利用	0.3812	2.83	***	1.6%
事業2のみ利用	-0.0646	-1.26		8.2%
事業3のみ利用	-0.1154	-2.70	***	11.8%
複数事業利用	0.0743	0.72		2.4%
N=1,110 対数尤度=-1017.406 LR chi2(24) = 52.13				

注：(1)推定対象は、母子世帯になる直前の段階では正社員ではない母親である。現在自営業・家族従業員・SOHO・内職、または正社員をずっと続けている母親が推定対象から除外されている。(2)*, **, ***はそれぞれ 10%、5%、1%水準で差が有意であることを示す。

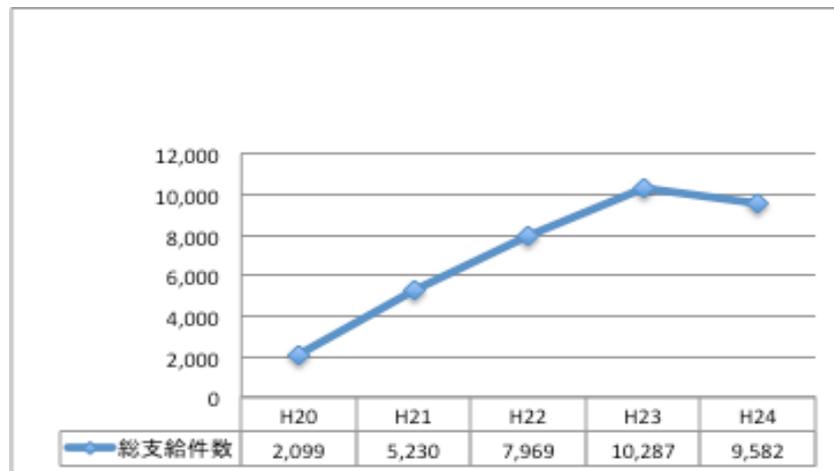
〔出所〕周燕飛（2012）「シングルマザーの就業と経済的自立」155 頁より引用。

第 5 節 (4. 5) 高等技能訓練促進費事業の実績

<図表 20>は、高等技能訓練促進費事業の利用件数の推移を示しており、図表の期間内では当該事業の利用者件数は年々増加している。これに伴い、資格取得者と就業者数も増え続けている<図表 21>。しかし、非正規雇用の母子世帯総数を考えるとまだまだ利用率は低いため、今後も認知度、利用率を高める努力を行う必要があるだろう。

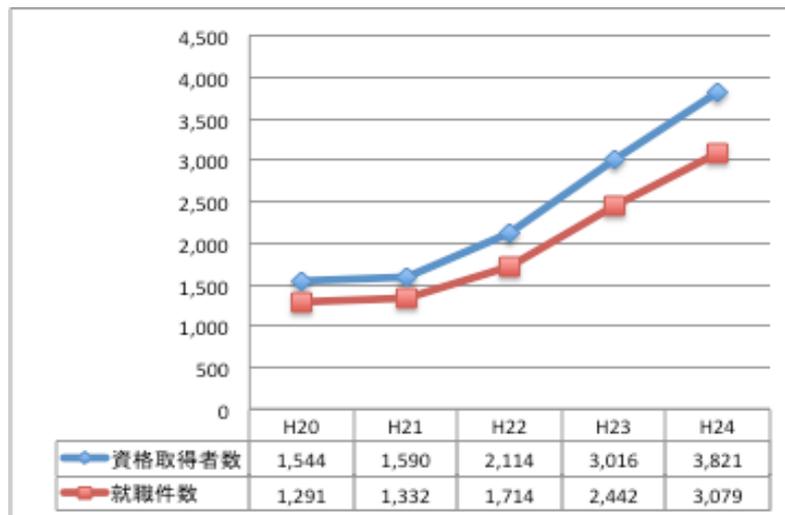
<図表 22>は、当該事業を利用して資格を取得した人数と資格の種類、及びその後の就業形態を示している。資格取得者のうち正規就業（常勤）の割合を算出すると、全体として 72%が正規就業していることがわかる。とくに、看護師、理学療法士、作業療法士は、おおよそ 90%と非常に高い正規就業率となっており、また、介護福祉士と歯科衛生士も 70%を超えている。反対に、美容師、鍼灸師は正規就業率が低くなっている。このことから、資格や免許によっては正規就業に結びつくものもあるが、そうでないものもあるということが分かる。

<図表 20> 高等職業訓練促進費給付金 総支給件数



[出所] 厚生労働省（2014）「ひとり親家庭の支援について」32頁より筆者作成。

<図表 21> 資格取得者数及び就業件数



[出所] 厚生労働省（2014）「ひとり親家庭の支援について」32頁より筆者作成。

＜図表 22＞ 資格所得の状況（単位：人）

	資格取得者数	資格取得者のうち就業に結びついた人数	資格取得者のうち常勤	資格取得者のうち非常勤・パート	資格取得者のうち自営業・その他	資格取得者のうち常勤の割合
看護師	1,481	1,355	1,320	26	9	89%
准看護師	1,580	1,095	924	164	7	58%
介護福祉士	274	237	202	33	2	74%
保育士	219	180	123	53	4	56%
歯科衛生士	50	40	36	4	0	72%
理学療法士	44	42	42	0	0	95%
作業療法士	42	38	36	1	1	86%
美容師	35	25	13	9	3	37%
鍼灸師	24	14	6	1	7	25%
その他	72	53	38	11	4	53%
合計	3,821	3,079	2,740	302	37	72%

〔出所〕厚生労働省（2014）「ひとり親家庭の支援について」32頁より筆者作成。

第5章 先行研究及び本校の位置付け

第1節(5.1)母子世帯の母親における正社員就業条件

馬（2008）では、出産・育児と女性の就業行動を分析しており、「子供の年齢」が若いほど「企業継続就業」や「労働市場継続就業」の確率が低いこと、「末子の年齢」が若いほど「正規雇用期間」が短いことを示している。また、上村（2010）では、女性の就業に関して考察を行い、そのうえで「育児は女性がするもの」という性差別的な考え方によって「男性稼ぎ主」型社会保障システムが構築されてきたことを指摘している。とくにこのシステムが母子世帯の母親の就業を阻害していると指摘している。そのため、上村（2010）は子育てをする女性が働きやすい雇用環境整備の必要性を主張している。

周（2010）では、非正規雇用のシングルマザーが正社員就業を希望するに至る条件は何かということ进行分析している。現状として、8割以上の非正規雇用シングルマザーが将来に正社員を希望しているにも関わらず、その半分以上が今後3年から5年の間は正社員化を希望していないという矛盾した状況に焦点を当てている。調査結果として、シングルマザーの年齢が若く、以前に正社員の経験があった場合、正規就業確率が高くなっている。また、末子が未就学である場合は正社員を希望しづらいということも指摘している。

第 2 節(5. 2) 資格保有が正規就業に与える要因

正規就業に影響を与える要因を分析した研究としては、高田（2010）、馬（2012）が挙げられる。両研究とも、「資格保有が正規就業確率を高める」という結果は一致している。

高田（2010）は、母子世帯になる以前の職業形態が現在の職業選択にどのような影響を与えているのかを実証分析によって明らかにしている。その結果によると、母子世帯になる直前に就業していなかった場合、准看護師は非正規就業確率を高め、正規就業確率を低める。一方でヘルパーは非正規就業確率を低め、正規就業率を高めている。直前に非正規雇用の場合においても同じような傾向が見られている。また、美容師、理容師、パソコンの資格は非正規就業には有効であるが、正規就業には繋がっているという結果も出ている。馬（2012）では、どのような要因がシングルマザーの専門資格取得に影響を与えるのか、専門資格の取得が賃金や労働供給にどのような影響をもたらすのかを分析している。この分析では教育水準が高く、持ち家の場合、専門資格を取得する確率が高いということが明らかになっている。また、ある特定の専門資格の取得がシングルマザーの就業確率にプラスの影響を与えているということが示されている。

第 3 節(5. 3) 就業支援政策の有効性

丹波（2010）では、シングルマザーに対する就労支援制度の有効性について経年的な追跡調査を行っている。この先行研究では、「パネル調査」の特性を利用して、就労支援を受けた母子世帯の生活の変化を分析している。この研究の就労支援制度とは、母子家庭等就業・自立支援センター事業のことを指している。その結果として、就労支援を受けることで収入や勤続年数などに伸びが見られた一方で、雇用体系には変化があまり見られず、非正規雇用の改善に繋がらないと示している。また、『仕事に就かせることを狙いとする「ワーク・ファスト型就労支援」では、シングルマザーを不安定な労働市場へと「再投入」するにすぎず、母子家庭の貧困・低所得構造を脱却することはできないことを本調査は示している』という記述も見られ、能力向上などをせずに仕事に就かせるだけでは不十分であると主張している。また、この研究では就労支援が効果を発揮するためには母子家庭の生活問題にも対応しなければならないと主張している。

この先行研究から就労機会を与えるだけでは十分ではなく、能力向上後に仕事に就かせる高等技能訓練促進費事業のような支援制度が有効であると言える。

第4節(5.4)本稿の位置付け

母子世帯の貧困問題、非正規雇用のシングルマザーの就業というテーマに関しては、ここ10年ほどで注目されてきた比較的新しい問題である。そのため、論文や調査などもあまり多くはなく、その研究内容に関しても限られたものであり、具体的な政策提言まで踏み込んでいるものはほとんどなかった。

そこで、本稿では母子世帯の母親が非正規雇用に陥っている原因を明らかにし、それらの問題を包括的に解決する政策を提言していく。そうすることでシングルマザーの母親の正規就業促進と母子世帯の慢性的貧困の解決に貢献することができると考えている。

第6章 政策提言

第1節(6.1)高等技能訓練促進費事業改革案

第1項(6.1.1)認知度の向上策及び手続きの簡素化

高等技能訓練促進費事業(以降、当該事業)は、母子世帯の母親の就業支援策として一定の役割を果たしてきたが、前章までの問題点を踏まえると、認知度の改善が必要であると言える。そのため、我々は当該事業の認知度を向上させる政策として、新しい Public Relations(PR)方法の提案を行っていききたい。

現状として、当該事業の PR 活動が効果的な方法で実施されているとは言い難い。確かに、既にホームページや当該事業の概要などを記載した紙媒体を利用した PR 活動を行っている自治体は多くある。しかし、実際にそれらの情報へ辿り着くには相当の時間がかかるため、仕事が忙しく、当該事業の存在を知らない母子世帯が自力で Web ページ等へアクセスすることは困難であろう。

そこで、我々が当該事業の認知度を向上させる手段として注目したのは、母子世帯の母親のライフサイクルである。彼女達が生活していく上で、必ず公的機関に接する機会があ

そのため、そのタイミングで当該事業を宣伝することができれば、認知度の向上に繋がると考える。

母子世帯の母親が高確率で公的機関に接するタイミングとして子どもの年齢で大きく2つに分けることができる。1つは、子どもが出生してから小学校に入学するまでの期間(0～6歳)で、その期間に接する機会を持つ公的機関は各市町村の役所である。もう1つは子どもが小学校に入学してからの期間(6～19歳)で、その期間に接する機会を持つ公的機関は主に小学校と中学校である。

まず、子どもの出産後から、必要な行政手続きは数多くあり、出生届、出産育児一時金・付加金、出産手当、育児休業給付金、乳幼児医療費助成、児童手当、高額療養費免除申請などがある。これらはすべて役所に申請されるため、当該事業のPR活動をする機会は多いと言える。

出産時を過ぎると、次は保育園、もしくは幼稚園の入園の手続きであるが、母子世帯の労働時間は長いため、預かり時間の長い保育園を選ぶことが適切であり、実際その傾向が強いと考えられる。認可保育園に入園する場合、公立・私立に関わりなく役所への申請が必要になる。その申請時に役所での当該事業のPR活動が可能である。無認可保育園に入園する場合、役所への申請がないため対応することは出来ないが、多くの自治体では、国と比較して緩い独自の基準で幼児施設を認可している場合や、無認可の幼児施設に在籍する幼児の保護者負担を軽減する制度が充実している。例を挙げると、武蔵野市⁴³、川崎市⁴⁴、東海市⁴⁵、船橋市⁴⁶、宇都宮市⁴⁷などの首都圏域や大都市周辺だけではなく、無認可保育園に入園させる割合の高い都道府県⁴⁸である秋田県の大館市⁴⁹や、沖縄の那覇市⁵⁰など広範囲

⁴³ 武蔵野市「認可外保育施設入所児童保育助成金」(URL)

http://www.city.musashino.lg.jp/hoikuen/ninkagai_hoikushisetsu/004134.html (2015/10/25 最終アクセス) 参照。

⁴⁴ 川崎市「川崎認定保育園」(URL) <http://www.city.kawasaki.jp/259/page/0000047262.html> (2015/10/25 最終アクセス) 参照。

⁴⁵ 東海市「認可外保育施設利用料等補助金」(URL) <http://www.city.tokai.aichi.jp/12107.htm> (2015/10/25 最終アクセス) 参照。

⁴⁶ 船橋市「認可外保育施設通園児補助金」(URL) <http://www.city.funabashi.chiba.jp/kodomo/hoikuen/0006/p011363.html> (2015/10/25 最終アクセス) 参照。

⁴⁷ 宇都宮市「認可外保育施設利用児童支援費補助金」(URL) <http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/fukushi/youjijidou/ninkagaihoiku/033622.html> (2015/10/25 最終アクセス) 参照。

⁴⁸ 厚生労働省「認可外保育施設の利用者の選択の現状②(全体)」(URL) http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/10/dl/s1014-7c_0004.pdf (2015/10/25 最終アクセス) 参照。

⁴⁹ 大館市「すこやか子育て支援事業 保育料助成」(URL) <http://www.city.odate.akita.jp/dcity/sitemanager.nsf/doc/D026A8067E1F5E7D492570C20008653A.ht>

に及んでいる。そのため、子どもを無認可保育園に入園させた場合でも、母親が役所に足を運ぶ可能性は十分に高いと言える。

子どもの就学後、当該事業を宣伝し、認知度を向上させることができる PR 公的機関は、小学校や中学校といった教育機関である。離婚時における子どもの年齢で一番多いのが、子どもが小学校から中学校に在籍しているときであるため、これらの教育機関が母子世帯の PR 活動で果たす役割が大きいと言える。兄弟・姉妹のいる母子世帯の場合、この2つの教育機関でほとんどの母子世帯への PR 活動が可能になる。具体的にタイミングで当該事業の PR 活動をするかは、各学校によって異なるが、母子世帯の子どもとの三者面談や家庭訪問、とくに担任教員が母子世帯支援策を周知させるのが適切であろう。

我々が、幾つかの自治体に対して PR 活動状況を調査している際に多く聞かれた問題として、予算制約がある。それは、母子世帯は地域住民の中の一部であるため、当該事業の PR 活動に大きな費用をかけることはできない点である。しかしながら、多くの自治体ですでに作成されている冊子やプリント等を用いれば、我々の考える PR 活動に追加的なコストはほとんどかからない。たしかに、小・中学校のクラス担任に対して当該事業内容を理解してもらうためには、多少のコストがかかる可能性はあるが、それでも、他の手段よりも低コストで PR 活動ができるだろう。

仮に認知度の向上がなされたとして、次に必要となるのは、「手続きの煩雑さ」の問題への対処である。当該事業を申請するためには、母子世帯の母親は自治体の役所に出向かなければならず、その際には、手続きに必要な書類を集めて必要事項を記入したうえで、それらを提出しなければならない。当該事業の手続き書類については、厚生労働省が定めており、以下のようになっている。

m1 (2015/10/25 最終アクセス) 参照。

⁵⁰ 那覇市「那覇市認可外保育施設支援事業」(URL)

<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/kodmomirai/ninkagaihoikusisetu.html> (2015/10/25 最終アクセス) 参照。

<高等技能訓練促進費 支給の申請⁵¹>

- ア 給付金の支給を受けようとする対象者は、都道府県等の長に対して、「高等職業訓練促進給付金等支給申請書」（別紙参考様式参照。以下「支給申請書」という。）を提出するものとする。なお、訓練促進給付金の支給申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。
- イ 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えない。
- (ア) 訓練促進給付金
- a 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
 - b 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し又は当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
 - c 7（1）ア（ア）に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他7（1）ア（ア）に掲げる者に該当することを証明する書類
 - d 入校（入所）証明書等（支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類）

母子世帯の母親は、家事・育児と仕事をこなす必要があるため、土日が休みで平日もあまり長い間開いていない役所に書類発行の申請を行う時間がなく、こうした「手続きの煩雑さ」が高等技能訓練促進費事業の利用を妨げている要因となっているのである。

⁵¹厚生労働省（2015）「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立給付金事業の実施について」（URL）
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000063001.pdf>
 f（2015/10/31 最終アクセス）より引用。

そこで我々は、手続きの煩雑さを解消するため、マイナンバーの利用による手続きの簡素化を図る政策を提言する⁵²。具体的には、高等技能訓練促進費の申請に必要な書類を、マイナンバー一つで一括管理し、また、手続きの際には役所の窓口によるワンストップサービスを行うというものである。これにより母子世帯が複数の役所の窓口に必要ながなく、少ない時間で効率よく高等技能訓練促進費の申請ができ、役所の負担も減らすことができる。

第 2 項(6. 1. 2)養成機関就学中の託児所無料化

高等技能訓練促進費事業の利用率が低い原因に、育児の問題があった。それは、養成機関に就学している母子世帯への育児支援が少ないために、母子世帯の母親が育児と修学の両立を困難であると感じているのが考えられる。

我々はこの問題に対し、養成機関就学中の母子世帯に対して、託児所の無料化政策を提言するつもりであった。しかし、今年の 9 月に厚生労働省から同様の政策が検討されているとあった。そのため我々の政策の内容も厚生労働省が検討しているものを採用する。政策の内容は以下の通りである。

「受講者は訓練中、専門学校が契約した託児所などを無料で利用できる。託児費用の一部は政府が補助金として専門学校に支払い、子ども 1 人あたり 6 万 6 千円とする方向。厚労省は人手不足が続く介護分野や一般の事務職、営業職を中心に新制度の普及をはかる。⁵³」

⁵² マイナンバーとは、2016 年 1 月から施行される社会保障・税番号制度である。この制度の目的は、行政を効率的し、国民の利便性を高め、公正・公平な社会を実現する社会基盤を形成することである。内閣府「マイナンバー-社会保障・税番号制度」(URL) <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/#c01> (2015/10/24 最終アクセス) 参照。

⁵³ 2015 年 9 月 23 日付日本経済新聞 1 頁「男性の育児促進へ助成金 女性に託児所付き職業訓練」より引用。

第 3 項(6. 1. 3)給付額の適正化

【1】(6. 1. 3. 1)給付額の適正化策

次に改善が必要となるのは、高等技能訓練促進費の給付額の問題である。これは、高等技能訓練促進費の支援内容と対象者のニーズとマッチしていないことで当該事業の利用が進まないというのであった。この内容と対象者のニーズのミスマッチの大きな原因は、高等技能訓練促進費の給付額が少なすぎるということである。厚生労働省が定める当該事業の給付額は、最小で月額 7 万 5 百円であり、条件を満たせば月額 10 万円となる。この給付額では資格取得のために養成学校に通い、無収入となる母子世帯にとっては到底生活できる額にあるとは言えないだろう。

そこで、我々は、政策として、母子世帯の生活実態にあった高等技能訓練促進費給付額の適正化を提言する。

具体的には、各母子世帯の「最低生活費⁵⁴」を求め、その額に授業料(入学金を含む)加え、合計から児童扶養手当を減額する。式にすれば以下のようなになる。

$$\text{給付額} = \text{最低生活費} + \text{授業料(入学金)} - \text{児童扶養手当}$$

我々は、生活費給付額の基準として「最低生活費」を用いている。その理由としては、この水準が、憲法の定める最低基準の生活を維持しながらも、就学意欲を損ねないものであると考えたからである。

⁵⁴最低生活費とは、生活保護費の算定基準となりうるもので、この額から児童扶養手当、国民年金、労働による収入を差し引いたものが生活保護費として支給される。最低生活費は日本国憲法の第 25 条で保障される「健康で文化的な最低限度の生活」を送る為に必要な経費として、厚生労働省が毎年出している生活費である。計算の際は居住地の級地、世帯数、母子の年齢、就学の有無、介護の有無、家賃など様々な指標から算出される。

厚生労働省「生活保護制度」(URL)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatuuhogo/
(2015/10/26 最終アクセス) 参照。

【2】(6. 1. 3. 2) 予算推定の方法

ここでは、我々の政策提言を実行する際にかかる費用を算出し、政策の実行可能性を判断する材料を提示したい。具体的には、現在行われている母子世帯支援策の予算に基づいて、どれくらいの非正規雇用の母子世帯を支援できるのかを諸々のデータを基に仮定を設けて算出している。

<図表 23> 推定に用いた基本データ

	基本データ	数値	備考
1	母子世帯数	732,000世帯	厚生労働省(2014)「国民生活基礎調査」参照。
2	母子世帯の内非正規雇用の数	307,385世帯	厚生労働省(2011)「平成23年度全国母子世帯等調査結果報告」参照。
3	看護学校の年間費用	553,704円	専門学校入学平均(191113円)、授業料平均(1470000円)をもとに算出。JSコーポレーション(URL) http://school.js88.com/kango_gakkou/tuition/ (2015/10/24最終アクセス)参照。
4	母子世帯の平均世帯人数	3.42人	厚生労働省(2011)「平成23年度全国母子世帯等調査報告」参照。
5	母子世帯の平均的な子供の人数	2.42人	前掲書参照。
6	母子世帯の母親の平均年齢	39.7歳	前掲書参照。
7	母子世帯の末子の平均年齢	10.7歳	前掲書参照。
8	家賃平均	53,996円	総務省統計局(2013)「平成25年住宅・土地統計調査」(URL) http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001051892 (2015/10/24最終アクセス)参照。
9	一ヶ月あたりの最低生活費	246,304円	4、5、6、7、8の値を使用。級地の違いを考慮するため47都道府県の県庁所在地における最低生活費を求めそれぞれ求めた。さらに各県の母子世帯数を求め、加重平均によって算出。
10	児童扶養手当年間支給額	564,000円	子供の人数が2人の場合の最大支給額で計算。

〔出所〕 筆者が独自に作成。

推定に必要な基礎的データは、<図表 23>にまとめた。母子世帯に関する詳細な個票データが存在しない項目は、「平成23年度全国母子世帯等調査」、「国民生活基礎調査」などの調査結果を基に概算した。

本事業では母子世帯に対して、修学中の生活費と授業料(入学金も含む)を支給する。生活費は最低生活費を算出し、そこから児童扶養手当を差し引いて支給する。最低生活費は住む地域、世帯の数、子どもの数、母子の年齢、家賃等によって様々であるため、これ

らの平均的なデータを当てはめることによって独自に平均値を求めた。授業料に関しては看護師資格を取得する際にかかる平均費用を参考にした⁵⁵。

以上の数値を基に一人あたりの年間費用を求めると下のようになる。

$$\begin{aligned}
 (\text{年間費用}) \ 2,945,352 \text{ 円} &= (\text{平均生活費}) \ 2,955,648 \text{ 円} \\
 &+ (\text{平均授業料}) \ 553,704 \text{ 円} \\
 &- (\text{児童扶養手当}) \ 564,000 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

【3】(6. 1. 3. 3) 予算推定

<図表 24>は非正規雇用の母子世帯に占める、本事業の新規利用者の割合が5年後に10%まで増加した場合の予算推定である。非正規雇用母子世帯の推移は厚生労働省(2011)の調査結果を基に推定した。費用に関しては新規利用者と修了者の入退場を考慮している。

我々が設定した増加率であれば、3年目には2万人台後半に達し、予算は2千億円前後で推移している。

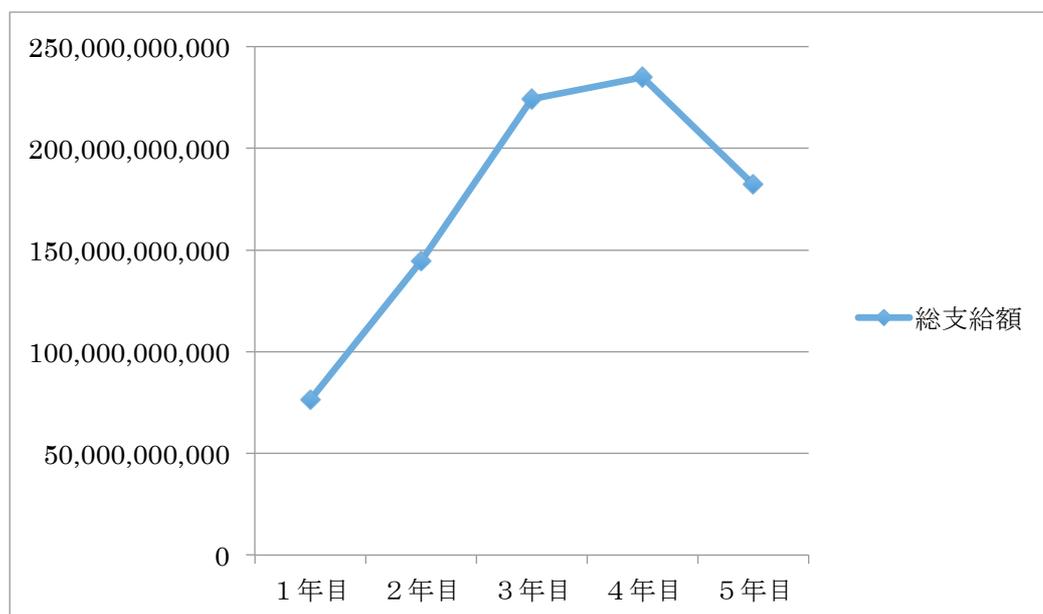
<図表 24> 予算推定

	現在	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
利用率	3%	5%	7%	8%	9%	10%
非正規雇用母子世帯数	300,000	302,000	308,040	314,200	305,384	289,928
新規利用母子世帯数	9,000	15,100	21,563	25,136	27,485	28,993
一人あたり年間費用	3,167,208	3,167,208	3,167,208	3,167,208	3,167,208	3,167,208
新規受講者への支給額	28,504,872,000	47,824,840,800	68,293,872,662	79,610,940,288	87,049,318,308	91,826,228,102
1年目支給額(合計)		76,329,712,800				
2年目支給額(合計)			144,623,585,462			
3年目支給額(合計)				224,234,525,750		
4年目支給額(合計)					234,954,131,259	
5年目支給額(合計)						182,156,773,899

〔出所〕筆者独自に作成。

⁵⁵ 資格取得者の内就業に結びついた人数が最も多い看護師を選定した。

<図表 25> 予算の推移



〔出所〕 <図表 24> を基に筆者作成。

高等技能訓練促進費事業に利用できる可能性がある予算として、一般会計から職業訓練事業、ひとり親支援に関するものを選別した。これらをまとめたものが<図表 26>である。これらの予算の全てを当該事業に当てられるわけではないが、新規利用率が5年後に10%であれば、我々の政策提言は十分に実現可能性があると言えるのではないだろうか。

<図表 26> 母子世帯向け就業支援事業 予算

一般会計 項目	金額(単位:千円)
職業能力開発強化費	3,357,897
職業転換訓練費交付金	3,298,660
仕事と家庭両立支援特別援助事業費	3,112
母子家庭等対策費	182,009,740
母子家庭等対策費補助金	6,873,943
母子家庭等自立支援対策費	80,014
合計	195,623,366

〔出所〕 厚生労働省（2015）「平成28年度概算要求書」より筆者作成。

おわりに

本稿の分析の結果、母子世帯の経済的自立のためには正社員化を促進していくことが最善策であるということがわかった。そこで現在、行われている職業能力開発事業の一つである高等技能訓練促進費事業に焦点を当て、改善策を提言してきた。しかし、母子世帯の慢性的貧困は正社員化を促進するだけでは十分ではない。なぜなら彼女達が正社員化を希望しない理由は正社員の職業形態自体にも問題があるからである。主な問題としてあげられるのが育児と仕事の両立が難しいということだ。正社員ではフルタイムで働くことが求められ、パート・アルバイト等の非正規雇用よりも柔軟には働けずに時間が制約されるデメリットが存在する。

日本では正社員の育児と仕事の両立のために、改正育児・介護休業法が日本では施行されている。この法律内容の一つとして、短時間勤務制度がある。これにより、事業主は3歳までの子を養育する労働者の労働時間を6時間にし、労働者からの要望があった場合は所定外労働の免除を認めることが義務づけられている⁵⁶。しかし、現状の制度では養育する子の年齢が3歳までの労働者しか適用されていない。母子世帯向けに行ったアンケート調査では、制度適用外の4～5歳（小学校入学以前）の子どもを持つ母親の、37.9%、つまり約4割近い母親が利用したいと回答している⁵⁷。これを考慮すると子どもの年齢が3歳までから小学校入学以前にまで適用範囲を広げることは育児と仕事の両立という目的達成にさらに寄与するものであると考える。今後母子世帯の正社員を促進していくのであれば、母子世帯にとって働きやすい環境を整える政策も同時に考えていく必要があるだろう。

我々は、母子世帯の悲惨な現状をなんとかしたいという一心で論文作成を進めてきた。最近になって母子世帯に対する関心は高まってきており、政府も少なからず政策を実行してはいるが、根本的な解決には至っていない。今回の研究では至らないところは多々あるが、我々の想いが彼女たちの幸せ、ひいては未来の子どもたちの幸せに少しでも貢献できれば幸いである。

⁵⁶厚生労働省「平成21年法改正の概要」（URL）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/090701-3.pdf>（2015/10/25 最終アクセス）参照。

⁵⁷ 的場康子（2011）「育児のための短時間勤務制度の現状と課題」、『ライフデザインレポート』2011年10月（URL）<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/ldi/report/rp1110a.pdf>（2015/10/31 最終アクセス）

先行研究・参考文献・データ出典

- ・阿部彩（2011）「子どもの貧困と子ども手当をめぐる迷走」、「児童虐待リスクとしての母子家庭」、『都市問題研究』2011年（秋）、40～53頁
- ・上村昌代（2010）「母子家庭の現状と問題点」、『現代社会研究科論文集』京都女子大学大学院現代社会研究科紀要、第04号（URL）<http://hdl.handle.net/11173/251>（2015/09/29 最終アクセス）
- ・厚生労働省（2007）「国民生活基礎調査」（URL）
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-19-1.html>（2015/09/29 最終アクセス）
- ・厚生労働省（2008）『平成20年度母子家庭白書』（URL）
<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/boshi/08/>
- ・厚生労働省（2008）「認可外保育施設の利用者の選択の現状②（全体）」（URL）
http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/10/dl/s1014-7c_0004.pdf（2015/10/25 最終アクセス）
- ・厚生労働省（2010）「国民生活基礎調査」（URL）
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa10/>（2015/09/29 最終アクセス）
- ・厚生労働省（2011）「全国母子世帯等調査結果報告」（URL）
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-katei/bo-shi-setai_h23/dl/h23_29.pdf（2015/09/29 最終アクセス）
- ・厚生労働省（2013）「国民生活基礎調査」（URL）
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/>（2015/09/29 最終アクセス）
- ・厚生労働省（2014）「賃金構造基本統計調査」（URL）
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html>（2015/09/29 最終アクセス）
- ・厚生労働省（2014）「ひとり親家庭の支援について」（URL）
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shien.pdf>（2015/10/29 最終アクセス）
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課（2014）「ひとり親家庭の支援について」（URL）
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shien.pdf>（2015/09/29 最終アクセス）
- ・厚生労働省（2015）「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立給付金事業の実施について」（URL）
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062986.html>

- ・厚生労働省（2015）「毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査）」（URL）
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>（2015/09/29 最終アクセス）
- ・厚生労働省（2015）『平成 27 年版 労働経済の分析—労働生産性と雇用・労働問題への対応—』（URL）<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/15/dl/15-1.pdf>
（2015/10/31 最終アクセス）
- ・厚生労働省「生活保護制度」（URL）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatu_hogo/（2015/10/26 最終アクセス）
- ・厚生労働問題研究会編（2007）『平成 19 年度版 労働経済の分析 —ワークライフバランスと雇用システム—』
- ・国立社会保障・人口問題研究所（2007）「社会保障・人口問題基本調査 社会保障実態調査」（URL）<http://www.ipss.go.jp/ss-seikatsu/j/jittai2007/janda/jittai2007.asp>
（2015/09/29 最終アクセス）
- ・総務省統計局「労働力調査(基本集計)2015年7月分(2015年8月28日公表)」(URL)
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/>（2015/09/29 最終アクセス）
- ・周燕飛（2010）「母子世帯の母親における正社員就業の条件」、『季刊・社会保障研究』vol.48、No.3、（URL）www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/19761307.pdf
（2015/09/29 最終アクセス）
- ・高田しのぶ（2010）「母子家庭の母の就業を決める要因」、『日本経済研究』No.63、100～112 頁、日本経済研究センター（URL）
www.jcer.or.jp/academic_journal/jer/PDF/63-05.pdf（2015/10/31 最終アクセス）
- ・丹波史紀（2010）「シングルマザーへの就労支援の有効性に関する実証的研究—母子家庭等就業・自立支援センター利用者の追跡調査を通して—」、『行政社会論集』第 23 巻、第 1 号、（URL）
<http://ir.lib.fukushima-u.ac.jp/dspace/bitstream/10270/3616/1/2-414.pdf>（2015/09/29 最終アクセス）
- ・辻京子（2015）「児童虐待リスクとしての母子家庭」、『日本地域学会年報』、第 45 巻、第 1 号、61～71 頁、日本地域学会

- ・中塚久美子、錦光山雅子（2015）「川崎・中1殺害、母の後悔に反響」朝日新聞デジタル（URL）<http://www.asahi.com/articles/DA3S11635188.html>（2015/09/29 最終アクセス）
- ・日本労働研究機構（2003）「母子世帯の母への就業支援に関する研究」・橋本理（2007）「地域就労支援の現状と課題：障害者雇用および母子家庭の母の雇用を中心に」、『関西大学社会学部紀要』第39巻、第1号、関西大学、1～15頁。馬欣欣（2008）「出産・育児と日本女性の就業行動」（URL）
http://ies.keio.ac.jp/old_project/old/gcoe-econbus/pdf/dp/DP2005-024.pdf（2015/09/29 最終アクセス）
- ・久永隆一（2015）「県営住宅立ち退きの朝、娘の首を…生活困窮、救う道は」朝日新聞デジタル（URL）
<http://www.asahi.com/articles/ASH3L61NRH3LUTFL00H.html>（2015/09/29 最終アクセス）
- ・藤村博之（2015）「最低賃金制度の現状と課題」、『労働調査』、労働調査協議会、544号（8月号）
- ・馬欣欣（2012）「職業能力開発支援政策とシングルマザーの就業行動—専門資格取得の影響について—」、『労働政策研究報告書』No.140
- ・的場康子（2011）「育児のための短時間勤務制度の現状と課題」、『ライフデザインレポート』2011年10月（URL）
<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/ldi/report/rp1110a.pdf>（2015/10/31 最終アクセス）
- ・道中隆（2009）「子どもの貧困実相と自立支援」、『生活と福祉』644、3～7頁・文部科学省「子どもの学習費調査」（URL）
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa03/gakushuuhi/1268091.htm（2015/09/29 最終アクセス）
- ・文部科学省（2015）「平成27年度各事業の概要」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/_icsFiles/afieldfile/2015/01/21/1336129_02.pdf（2015/10/25 最終アクセス）
- ・八代尚宏（2009）「労働市場改革の経済学」東洋経済新報社・労働政策研究・研修機構（2011）「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」（URL）
<http://www.jil.go.jp/press/documents/20120229.pdf>（2015/09/29 最終アクセス）

- ・労働政策研究所・研修機構（2012）「シングルマザーの就業と経済的自立」、『労働政策研究報告書』No.140
- ・労働政策研究・研修機構（2013）「調査研究報告書 No.159」（ URL ） http://www.jil.go.jp/institute/reports/2013/documents/0159_03.pdf（2015/09/29 最終アクセス）
- ・OECD（2008）、“ Growing Unequal? : Income Distribution and Poverty in OECD Countries ”（ URL ） <http://www.oecd.org/els/soc/41527936.pdf>（2015/09/29 最終アクセス）